

豊かな里山づくりをめざして

里山利活用検討会議報告書



はじめに

都市近郊や集落周辺の身近な自然環境の一つである里山は、古くから薪や炭の生産等、人との関わりの中でいろいろな形で利用されてきましたが、近年の社会情勢の変化により、人と自然とのふれあいの場として、あるいは多様な生態系を育むすぐれた地域として、適正な保全・利用を進めることが重要であるとの機運が高まってきました。

しかし、^{*1}二次林、雑木林を中心とした里山は、手を付けずにそのまま放置すれば自然の遷移により植生等が変化し、多様な生態系が失われるおそれも生じます。人手をかけた多様な姿を持つ里山であったからこそ様々な花が咲き、枯れ葉が腐蝕し、土壌中に微生物が生じ、そこから食物連鎖による多様な生態系が形成されてきたと言えます。

また、里山の持つ^{*2}環境保全機能、^{*3}アメニティ機能など、社会的に共有する環境価値は非常に高いことから、人々が再び里山に関心を持ち、下刈りや除伐等の適切な保全管理を行い、里山の自然を活かしつつ適度の手入れをしていくことで、身近な自然とのふれあいの場、自然環境の体験学習の場等として賢明な利用をしていくことが望まれております。

愛知県においては、こうした里山の歴史的経過や近年の里山の保全に対する重要性を踏まえて、平成8年度に本県の里山の状況調査を実施するとともに、平成9年度からは知多郡美浜町内の山林を、平成10年度からは宝飯郡御津町内の山林をモデル事業地として、各種の里山保全事業を実施しております。

この報告書は、今後の里山の利活用等のあり方について、これまでの本県の事業展開等を踏まえながら、学識者を中心とした検討会議で検討していただいた結果を取りまとめたものであります。

最後に、ご多用中にもかかわらず、検討会議にご参加いただき熱心にご指導いただきました委員の先生方にこの場をお借りして厚く、お礼申し上げます。

平成11年3月

愛知県環境部長 山下次樹

目次

第1章 里山を巡る動き	1
1 里山の成り立ち	1
2 里山と人との関わり	1
3 変わりゆく里山	2
第2章 自然環境保全の施策	3
1 国の施策	3
(1) すぐれた自然の保全	3
(2) 自然とのふれあいの推進	3
(3) 二次的自然の保全	4
2 県の施策	5
(1) すぐれた自然の保全	5
(2) 自然とのふれあいの推進等	5
第3章 県の里山等の状況	8
1 植生	8
2 里山の状況	8
(1) 本県の里山の推移	8
(2) 里山全県調査結果の概要	10
第4章 里山の機能とその活かし方	14
1 里山の機能とその維持	14
(1) 資源生産(木材生産・林産物栽培等)	15
(2) 水源涵養・水質浄化	15
(3) 土砂流出・崩壊防止	16
(4) 野生生物の生息・生育環境	16
(5) 都市微気候の緩和	17
(6) 大気浄化・緩衝緑地・避難空間	17
(7) 感性・創造力涵養・文化の継承の場	18
(8) レクリエーション・リフレッシュ・交流の場	18

(9) 環境学習の場	19
2 地域づくりの面から見た里山	20
3 文化と人づくりの面から見た里山	21
第5章 市民参加による里山の管理と活用	23
1 保全活動場所の確保	24
(1) 場所の選定	24
(2) 土地所有者との関係	25
(3) ナショナル・トラストの手法の検討	25
2 管理・活動の組織と運営	27
(1) ボランティアの参加の形態	27
(2) ボランティアの組織化等	27
(3) 組織の運営	28
(4) グラウンドワーク等の活用	29
3 研修の実施	31
(1) ボランティアへの研修	31
(2) 指導者養成講座の開催	31
(3) 市民大学、生涯学習講座の活用	31
4 資材等の確保	31
(1) 資材の確保	31
(2) 活動に必要な施設の確保	31
5 普及・啓発	32
あとがき	33

第 1 章 里山を巡る動き

1 里山の成り立ち

里山とは、都市近郊や集落周辺の丘陵や低山地帯に広がる二次林地帯で、多くは雑木林と呼ばれる萌芽更新^{*4}によって成立した森林、すなわちかつて農家が、林産物栽培や有機堆肥、薪や炭の生産等に利用していた森林を主にし、田畑や果樹園、竹林等多様な土地利用を含む地域を指すといわれている（以下本文では、この二次林、雑木林を「里山」と呼ぶことにする。）。里山は、アベマキ・コナラ等の落葉広葉樹を中心とした多種類の樹木から成り、落ち葉を分解する土壌微生物を始め、昆虫、野鳥等、多様な動植物を育む豊かな生態系を構成している。また、里山は、四季折々の変化に富んだ美しい景観を形成する。このような里山の美しい景観は、私たちが最も郷愁を感じる風景として日本人の感性や自然との関わりの中から生まれてきた日本の伝統的文化・芸術にも多大な影響を与えてきた。

里山のほとんどは、もともと自然の状態で存在し続けてきた原生的自然ではなく、人里近くにあって長い間にわたって人間との営みと密接な関係を持ち、人為的に変化されつつ維持されてきた二次的自然である。

2 里山と人との関わり

昭和30年代までは、里山は柴刈りによる燃料の産出、薪・炭の材料の産出等、生産基盤、経済基盤としての役割を果たしてきた。薪や炭は、都市部で消費され、里山は、都市住民の生活とも密接な関係にあった。

多くの里山では、低木は薪にするために3～5年ぐらいおきに、成長した高木は、薪・炭にするために15～30年ぐらいおきに伐採を繰り返され、落葉や下草は堆肥として利用されてきた。

また、これらの作業は山を分割したり、選択的に順次抜き伐りを行い、細い木は伐採せず利用に適した太さになるまで切り残され元の林に戻って行った。こうして毎年一定の収穫を得ながら、適度に人手が加え続けられた結果、里山は荒廃から守られ、林を若返らせ保全されてきた。

3 変わりゆく里山

ところが、昭和30年代から燃料革命、農業革命が起こり、石油やガス、電気あるいは化学肥料が大量に使用されるようになり、里山は薪炭や有機肥料の供給源としての機能を失ってきた。その結果、適切な下刈りや伐採が行われなくなった里山は、明るい雑木林から密生した薄暗い山へと変わってきた。

また、その後、高度経済成長に入ると過疎化、担い手不足、兼業農家の増加が進行し、維持管理されなくなった里山は、ごみ捨て場となったり、ゴルフ場用地や住宅用地として開発され急速に減少してきた。しかし、里山は生産基盤としての機能は著しく低下したとはいえ、種の多様性保存機能、都市近郊の緑地としてのアメニティ機能、レクリエーション機能、国土保全機能等の環境機能面での価値が見直され、最近とみに身近な自然として重要であるとの認識が高まってきた。

したがって、今後は、ますます地域の自然環境に十分配慮した、里山の適切な土地利用が望まれる。



(出典:里山保全ハンドブック 97)

第 2 章 自然環境保全の施策

1 国の施策

環境施策の理念と基本的な施策の方向を示し、総合的な環境政策を展開する上で大きな礎となる環境基本法が平成 5 年 1 1 月に制定され、この基本法の中心的施策として、平成 6 年 1 2 月に環境基本計画が定められた。

この環境基本計画は、「健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。」を長期目標としており、この基本計画に基づき、国は原生的な自然、身近な自然等それぞれの地域に応じた保全施策を図るとともに、生物の多様性の確保や、野生生物の保護管理を図り、また自然とのふれあい利用を進めるため、自然教育や各種利用施設の整備を図っている。

< 施 策 >

(1) すぐれた自然の保全

ア 原生自然環境保全地域の指定

人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域を 5 カ所指定し、保全を図っている。

イ 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を 1 0 カ所指定し、保全を図っている。

ウ 自然公園の指定

すぐれた自然の風景地を国立公園として 2 8 カ所、国定公園として 5 5 カ所指定し、その保護と利用の促進を図っている。

(2) 自然とのふれあいの推進

国立公園・国定公園内で、ビジターセンター等の施設整備をするとともに、すぐれた自然の保全や復元のための整備を推進している。

身近な自然を保全活用しつつ、いきものとふれあい、憩うことのできる場づくりを推進している。

・ふるさと自然ネットワーク整備事業

ふるさといきものふれあいの里

ふるさと自然のみち

ふるさとふれあい水辺整備

歩くことを通じて沿線の豊かな自然、歴史、文化にふれる自然歩道の整備を図っている。

・長距離自然歩道

・中部北陸近畿自然歩道

(3) 二次的自然の保全

環境基本計画においては、国土空間の自然社会的特性により、山地、里地、平地、沿岸の4つの地域に区分している。

このうち里地自然地域の中で、里山の雑木林等の二次的自然の維持・形成を図ることとしており、基本計画を達成するための事業の中で持続可能な環境保全型里地づくりの推進を目指している。

<里地自然地域>

人口密度が比較的低く、森林率がそれほど高くない地域で農林水産業等の様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成され、野生生物と人間とが様々な関わりを持ってきた地域。

すぐれた自然の保全と自然とのふれあいの場としての活用を図ることが必要であり、森林、農地等の持つ環境保全能力の維持を図り、雑木林等の二次的自然を適切に管理することが重要である。

(出典:環境基本計画)

2 県の施策

私たちの社会は、経済の発展等により物質的に豊かになった反面、都市・生活型公害や廃棄物の処理問題、身近な自然の保全、さらには、地球温暖化を始めとする地球環境問題等、様々な環境問題に直面しており、これらの環境問題には、私たちの社会のしくみや日常生活のあり方が密接に関わっており、私たちが新しい世紀に恵み豊かな環境の中で発展していくためには、現在の社会を、大きな地球系の中で生産・消費・排出のサイクルが過剰になることなく循環する持続可能なものに変えていくことが不可欠である。

こうした新しい要請に応えるため、平成7年に、「持続的に発展が可能な社会の構築」等を基本理念とした「愛知県環境基本条例」を制定し、平成9年8月には、この条例に基づき、今後の環境政策の基本となる県の環境基本計画を策定した。この計画では、「健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。」を長期目標としており、原生的な自然、身近な自然等それぞれの地域に応じた保全施策を図るとともに、生物の多様性の確保や、野生生物の保護・管理を図り、また自然とのふれあい利用を進めるため、自然教育や各種利用施設の整備を図っていくこととしている。

< 施策 >

(1) すぐれた自然の保全

ア 県自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境(すぐれた天然林、貴重な植物や野生動物の自生地、特異な地形・地質)を維持している地域を11カ所指定し、保全を図っている。

イ 自然公園の指定

すぐれた自然の風景地を県立自然公園として7カ所指定し、国指定の国定公園4カ所と併せてその保護と利用の促進を図っている。

(2) 自然とのふれあいの推進等

都市近郊や集落周辺の身近な里山は、人々に潤いと安らぎを与えてくれる場として、多様な生態系を育むすぐれた地域として、適正に利用していくことが極めて重要であるとの認識が高まってきている。

こうした中で、平成 8 年 10 月の愛知県自然環境保全審議会から提出された「自然環境保全の当面の取組に対する意見」においても、里山の保全及び適切な活用が今後の大きな課題として指摘されている。

こうしたことから、愛知県環境基本計画においては、目標達成のための課題別施策の第一に「生物軸の形成と多様な自然の保全」を掲げ、里山保全の総合的取組を進めることとした（図 1）。

具体的な事業としては、平成 8 年度から里山の保全及び活用の方策を明らかにするための「里山自然地域保全事業」を実施している（表 1）。

この事業は、里山の分布等の実態を把握する全県調査と県下 2 地区（知多郡美浜町及び宝飯郡御津町）を対象とした里山保全のモデル事業であり、国の環境基本計画の推進事業の一つとして環境庁の補助も受け、里山の保全・利用の適切な推進を図るものである。

また、良好な自然環境を保全するためには、県民一人ひとりが自然と人間との関わり、自然の重要性を理解・認識し、よりよい自然環境の保全と創出にむけて、責任ある行動を取ることが必要なことから、自然環境教育の充実・機会の提供が重要な課題となっており、本県においても、自然観察会の実施や自然観察の手引きの発行等により、自然環境保全の普及・啓発を図っている。

<表 1 里山自然地域保全事業の全体計画>

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
美浜	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業地の現況調査 里山保全計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動体制の組織化 里山保全活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動の実施 	
御津		<ul style="list-style-type: none"> モデル事業地の現況調査 里山保全計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動体制の組織化 里山保全活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動の実施
全県	<ul style="list-style-type: none"> 里山全県調査 	<ul style="list-style-type: none"> 里山マップ等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 里山利活用検討会議報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全管理マニュアルの作成 全国里山シンポジウムの開催

< 図 1 愛知県環境基本計画 >

生物軸の形成と多様な自然の保全

- (1) すぐれた自然の保全と生物生息空間（ビオトープ）のネットワーク化
 - ア 生物多様性確保の総合的取組
 - イ すぐれた自然の保全
 - ウ 森林の保全・整備と適切な利用
 - エ 都市・農村における緑の連係と生物生息空間の保全・回復・創出
 - オ 水辺・沿岸海域の保全等
 - カ 社会基盤整備事業の実施時の配慮

- (2) 人と自然が共生する場の形成
 - ア 自然とふれあいの場・機会づくり
 - イ 都市と農村漁村の交流の促進
 - ウ 農業の振興と農業基盤整備
 - エ 里山保全の総合的取組

里山保全の総合的取組に係る基本方針

人と自然の共生の場である里山について、制度や体制を検討しつつ総合的な保全を図る。

(出典：愛知県環境基本計画)

第3章 県の里山等の状況

1 植生

本県は、名古屋市を中心とした大きな都市部をかかえる地域であるが、県東北部の西三河・東三河地域には豊かな自然が温存されており、また、渥美知多両半島の沿海部においても本来の自然植生が温存されている。

一方、都市化地域でも社寺^{*5}そう等に自然度の高い植生が温存されている。

本県の気候区分は大部分が暖帯に属するが、標高の高い奥三河の一部が温帯となっている。このため、植生は暖帯性常緑広葉樹林よりなるヤブツバキ^{*6}クラス域から、温帯性落葉広葉樹林よりなるブナ^{*7}クラス域に属することとなるが、現実には、二次林やスギ・ヒノキの人工林が多くなっている。

特に、県土の約43%を占める森林のうち、スギ・ヒノキ等の人工林が約64%を占めている。

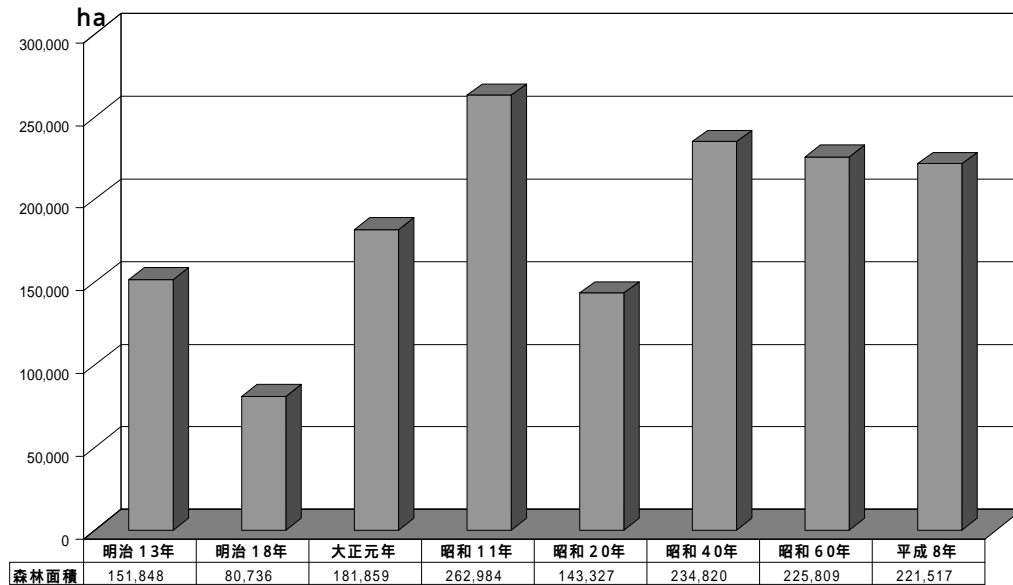
本県の特徴としては、太平洋を望む海岸植生、また、多くの湿地と溜め池に成立する水生植物群落を始め多様な植生を形成していることである。とりわけ、本県の湿地を中心として成立する^{*8}周伊勢湾要素種と呼ばれる特色ある植物種が分布している。

2 里山の状況

(1) 本県の里山の推移

本県の里山の推移を概略的に示すと、江戸幕藩体制下の尾張藩林制度が解体し、林野利用統制が緩んで明治初期から中期にかけての濫伐によるはげ山の時代と第二次大戦直後の困窮・復興時代という二回の「破壊」の時代を経て、再生されてきた状況であると考えられる。過去からの本県の里山の面積は、把握されていないので、参考として森林面積を示すと次のとおりである（表2）。

<表2 県の森林面積等の推移>



はげ山の景観と森林の回復経過（春日井市廻間町神谷洞）



1903年撮影時のはげ山の状況



1951年2月の森林の回復状況

（出典：平成9年度里山自然地域保全事業調査報告書）

(2) 里山全県調査結果の概要

本県の里山の状況について把握された資料がなかったことから、平成8年度に全県の里山の分布等の状況調査を実施した。里山は、本来人々との生活の関わりあいの中で形成されてきた自然環境であるため、現在の植生に関わらず、その歴史的環境を把握しつつ理解しなければならないものであるが、近年、都市近郊の身近な自然環境として、その役割が注目されてきているという側面にウエイトを置き、調査を実施した。その概要を示すと次のとおりである。

ア 調査対象

標高300m以下で、区域のまとまりが概ね100ha以上ある二次林、雑木林を里山として抽出し対象とした。

- ・日本列島の植生分布から、愛知県の場合、概ね標高300m以下が里山としての本来の植生を示すことから、この高さを基準にした。
- ・小規模な樹林地（里山）も多く点在するが、環境としてのまとまりを考え、環境アセスメント制度の面的開発事業の対象面積である100haを準用した。
- ・木材の商業的生産を目的とした植林地は除いたが、はげ山の緑化やせき悪林地の改良、あるいは潮害・飛砂の防止を目的としたアカマツ・クロマツの植林地は、地域の環境形成の役割を果たす樹林地として対象に含めた。

イ 調査結果

(ア) 里山の分布区域

犬山市、瀬戸市、豊田市、岡崎市から蒲郡市を結んだ丘陵地帯を中心に幅広い帯状に里山の分布区域が確認された。

(イ) 里山の面積

本県の里山の面積は34市町村、70地区、50,789haであり、これは県土面積の9.9%、また、県の森林面積の22.9%に相当する（表3）。

< 表3 市町村別里山の面積 >

(単位：ha)

市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積
名古屋市	471	小牧市	444	小原村	1,373
豊橋市	865	新城市	1,648	足助町	3,609
岡崎市	8,310	日進市	336	旭町	375
瀬戸市	2,295	長久手町	117	鳳来町	895
半田市	31	南知多町	992	音羽町	620
春日井市	184	美浜町	740	一宮町	487
豊川市	492	武豊町	240	御津町	458
豊田市	6,223	吉良町	614	田原町	1,696
西尾市	109	幡豆町	1,330	赤羽根町	571
蒲郡市	1,653	幸田町	2,444	渥美町	2,620
犬山市	2,279	額田町	3,160		
常滑市	267	藤岡町	2,841		
34市町村		70地区		50,789ha	

(ウ) 里山の土地利用規制

保安林等の指定状況は、表4のとおりである。これらのうちいずれかの指定がされている地区は67地区、いずれの指定もない地区は3地区のみであった。

< 表4 里山における保安林等の指定状況 >

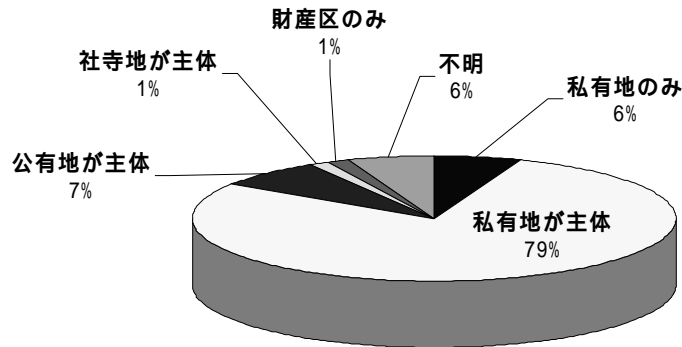
(単位：地区数)

指定面積率	保安林	砂防指定地	自然公園
全域指定	0	11	15
90%以上	3	10	5
75%以上90%未満	9	3	6
50%以上75%未満	11	3	5
25%以上50%未満	13	12	7
25%未満	24	22	9
指定なし	10	9	23

(I) 土地所有状況

土地所有形態は、ほとんどの地区で、私有地が主体となっている。なお、面積は比較的小さいが、ほとんどの里山で社寺所有地が含まれており、昔から里山と地域の人々の生活との関わりの深さを示している（表5）。

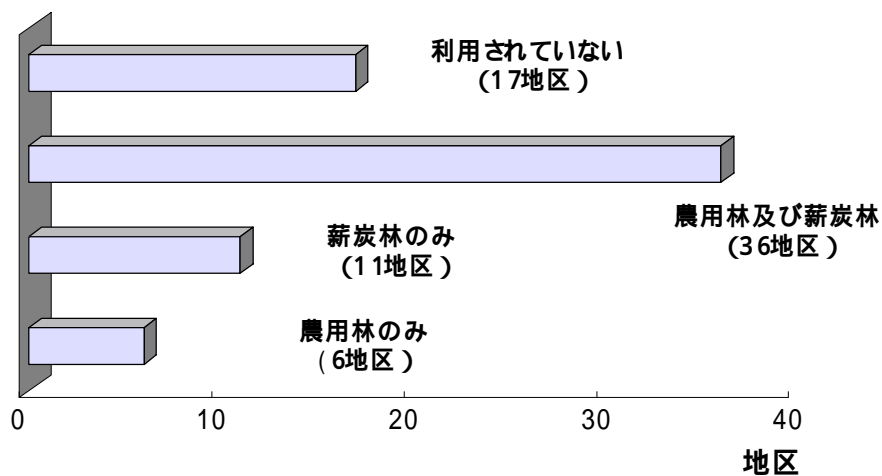
< 表5 土地所有状況 >



(II) 里山の利用状況

里山と人との関わりあいを明らかにするため、過去、現在、将来の利用状況等を市町村に照会した結果は、概ね次のようであった（表6、表7、表8）。

< 表6 過去の利用状況 >



< 表7 現在の利用状況 >

(単位：地区数)

利用していない(不明を含む)		21
利用している		49
主な 利用 状況 内訳	散策コース	29
	自然観察会	25
	山菜採取	18
	探鳥会	15
	木材生産	11
	キノコ狩り	11
	キノコ原木林	9

* 主な利用状況の内訳の欄に重複あり

< 表8 将来の利用計画 >

(単位：地区数)

利用計画ない(不明を含む)		45
利用計画あり		25
利用 計画 内訳	レクリエーション・自然観察施設等整備	8
	公園・運動公園等整備	6
	高速道路関連整備	3
	学術研究関連整備	3
	工場開発整備	2
	その他(住宅団地整備、土石採取等)	14

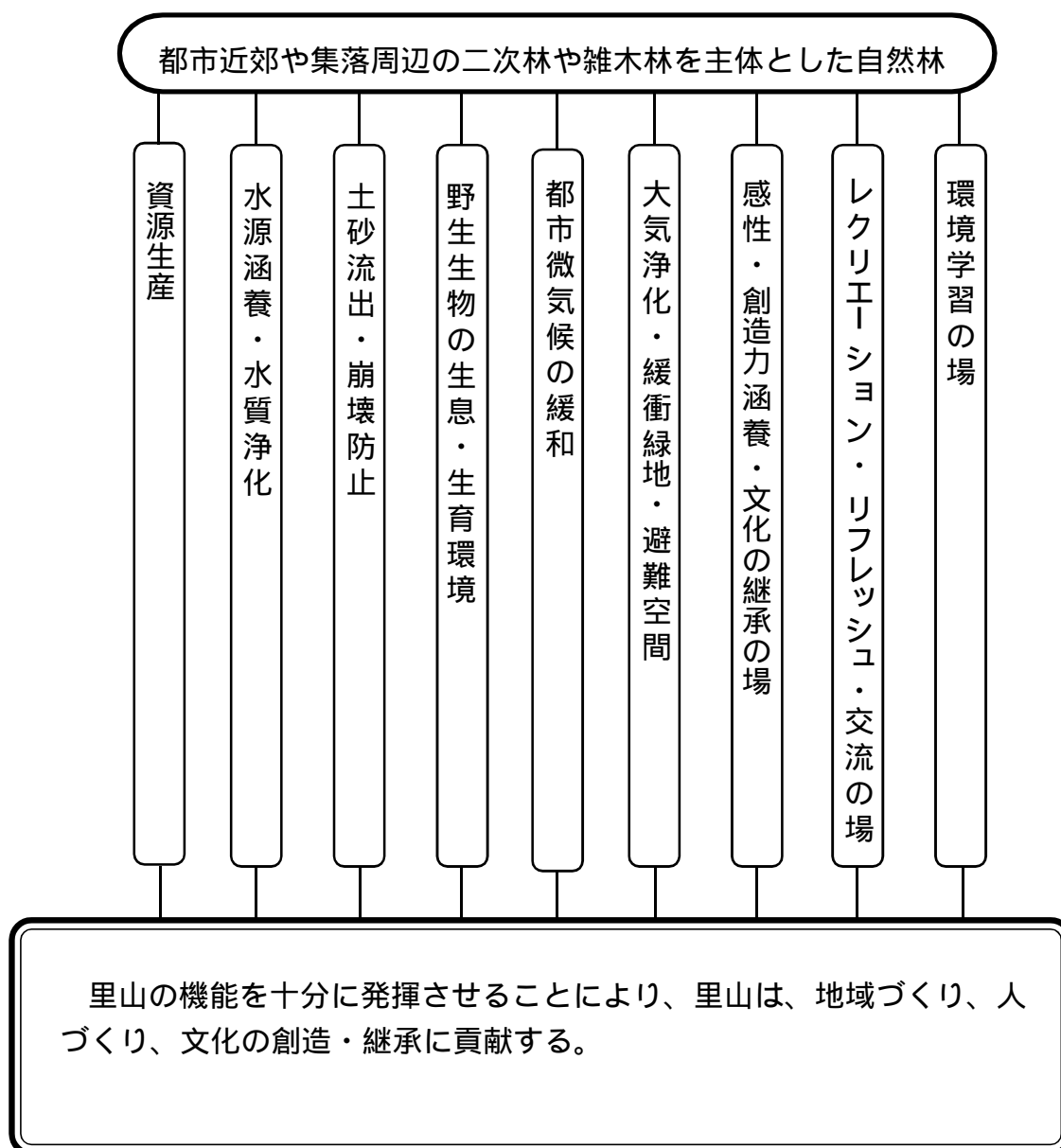
* 主な利用状況の内訳の欄に重複あり

第4章 里山の機能とその活かし方

1 里山の機能とその維持

里山は森林(雑木林)を中心とした自然環境であり、また、都市近郊にある身近な自然環境であるという特性から生ずる各種の機能(図2)を有しているが、手入れされなくなったことにより、その機能が十分発揮されなくなっている。これらの機能を有効に発揮させるためには、各機能の特質を理解して、施策を進めることが必要である。

< 図2 里山の特色と機能 >



(1) 資源生産（木材生産・林産物栽培等）

里山は、そこに成立する樹木を直接的に利用し、あるいは、その森林環境を利用した生産の場としての機能を有している。

昭和30年代以降の燃料革命や近代的農業経営により、里山が昔のような薪炭材、農用林としての重要な役割は薄れたものの、現代においても里山の樹木はシイタケ栽培用の原木、製炭用の材、工芸品製作のための材料等として利用されている。また、里山の森林空間を利用したの苺苗の育成、わさびやキノコの栽培等が行われている。

世界的な森林資源の枯渇に加え、地球温暖化対策の観点から、化石燃料の利用抑制等が課題となってきた現代において、里山の森林は、再生産と持続的な利用が可能な潜在資源として、あらためてその役割が見直されつつある。また、そのことが里山を健全な生産機能を持つ地域として、活性化させる道でもある。

資源生産機能を発揮させるために必要なこと

樹林地域として保存していくこと

目的に応じた選択的な樹種の転換をすること

多様な樹種を利用する仕組み（工芸、工房）を育てること

(2) 水源涵養・水質浄化

里山に成立する樹林は、いわゆる「みどりのダム」として、水源涵養の機能を有する。特に河川の上流に位置する里山は、水源涵養上重要な役割を有している可能性が高い。

また、雨水が土壌を浸透する過程において、水質が浄化される。

したがって、良好な水環境を保全するため、こうした機能が損なわれないようにしなければならない。

水源涵養・水質浄化機能を発揮させるために必要なこと

森林密度を適正に管理（除伐・間伐）し、樹木の成長を促進すること

複相林を維持し、林床植生の発達を図ること

森林の表土を保全すること

河川やため池の岸辺の植生を保全すること

(3) 土砂流出・崩壊防止

斜面に成立している樹林・樹木等の根が表土を安定させることにより、土砂の流出・崩壊の防止を果たす機能を有している。

なお、里山はほとんどが傾斜のある地形であり、したがって、そこに成立している植生(樹林)は、土砂流出・崩壊防止の面からこの機能が損なわれないようにしなければならない。

土砂流出・崩壊防止機能を発揮させるために必要なこと

森林密度を適正に管理(除伐・間伐)すること

樹木更新による森林(樹木)の活性化を図ること

多種・異齢の森林を維持すること

(4) 野生生物の生息・生育環境

里山の樹林、草地、水辺等の自然環境は、野生生物の生息・生育環境としての機能を有している。

昔の里山を遠くから眺めると、木のあるところとないところがパッチワークのように混在していて、現在の山のように一様な感じではなかったが、こうした多様な環境は、それぞれの環境を利用した多様な動植物の生息環境として機能していた。

このような環境は、人の手をかけることにより維持されたものであり、手入れされずに落葉が厚く積もっている林床では、野生植物の種子はほとんど芽を出すことができず、ついには生命力の強いササやタケばかりがはびこってしまうことになる。

したがって、広葉樹林を中心とした里山は、定期的な伐採や落葉かき等の人為が加えられることにより野生生物の発芽・生育が維持され、特に多様な生態系を構成する場としての機能を十分発揮することができる。

野生生物の生息・生育環境（多様な生態系構成の場）としての機能を発揮させるために必要なこと

森林密度を適正に管理(除伐・間伐)し、多様な密度空間を形成すること
樹木更新による森林の活性化を図ること
定期的及び段階的な伐採、落葉かき等を実施すること
森林に隣接する草地や農用地の保全を図ること

(5) 都市微気候の緩和

地表の多くをコンクリートやアスファルトで占めている都市にあっては、^{*10}ヒートアイランド現象などの都市特有の気候現象を生じ、その対策が課題になっている。

現在までの都市開発は機能面に重点が置かれたものであり、その結果、都市は自然を克服する形で形成され、自然環境あるいは緑地空間が都市の機能として十分認識されていない状況であった。

こうした都市開発の歴史の中で、都市の周辺に位置する里山も都市中心部の市街地とは一線を画すものと理解されてきた。

しかし、里山は山林のうち最も都市の近隣にあることから、都市微気候の緩和に重要な役割を果たすものである。

都市微気候の緩和機能を発揮させるために必要なこと

大規模な樹林帯の存続及び連続した樹林帯の形成を図ること
樹林とともに水辺環境を積極的に維持、保全すること

(6) 大気浄化・緩衝緑地・避難空間

都市には工場、道路を始めとして騒音、煤塵等を発生させる施設が多く存在しており、これらに対する対策が必要である。また、地震・火災等の不測の災害に対する安全対策も講じておく必要がある。

里山は、樹木の働きによる大気浄化(塵埃や汚染物質の吸収、二酸化炭素の吸収・固定)や樹林や地形による防音・防災・防塵等の緩衝緑地(グリーンベルト)とし

て、また、災害時の避難空間として都市環境上重要な役割を担っている。

大気浄化・緩衝緑地・避難空間としての機能を発揮させるために必要なこと

一定面積、一定幅員以上の樹林地帯を確保して置くこと
騒音、煤塵を発生させる施設の周辺に確保して置くこと
日常的に訪れ、親しめる空間として整備して置くこと

(7) 感性・創造力涵養・文化の継承の場

里山の落葉広葉樹林は、新緑・紅葉・落葉と季節ごとにその風景の変化を示す。こうした里山の景観は日本人の感性を育み、日本文化を形成する重要な要素として機能してきた。また、関東の武蔵野の雑木林等に代表されるように、思索を深めるための場や文学、音楽等の芸術を生み出すための感性・創造力を涵養する場として、里山の存在は他に替えがたいものである。

また、里山は生活の場としての利用と知恵(炭、生活道具の材料、食材、薬草等)が育まれた場所であり、こうした自然と共に生きる叡知・文化を継承していく場としても重要である。

感性・創造力涵養・文化の継承の場としての機能を発揮させるために必要なこと

落葉広葉樹林を主体とした樹林地を維持して置くこと
散策路等を整備し、親しみやすくすること
風景として視認できる場所にあること
低木の花木類の開花条件を維持するための照度管理に努めること

(8) レクリエーション・リフレッシュ・交流の場

昨今のアウトドアブームにみられるように、ハイキング、キャンプ、バードウォッチング、自然観察、山菜採取等の目的で、多くの人々が休日に山野に出かけて行く。

こうした背景としては、次のような欲求等が考えられる。

毎日の生活によって蓄積するストレスを素朴な自然環境の中で解消し、リフレッシュしたいという欲求

都市の中にチョウ、トンボ、小魚、小動物等といった身近な生きものが生息する自然が見られなくなったことにより、自然を観察し、自然とふれあいたいという欲求

余暇時間の増大、高齢化社会に対応する健康づくりと生きがいの場が欲しいという欲求

今後、現代の複雑化した管理社会の中で、身近な自然環境とふれあいたい、多くの人々と交流がしたいという人々のニーズはますます高まっていくと思われ、身近な自然環境としての里山が保健休養・レクリエーション・リフレッシュ・交流の場として果たす役割は、一層増大していくであろう。

レクリエーション・リフレッシュ・交流の場としての機能を
発揮させるために必要なこと

案内人、インストラクターを確保、養成すること

適度な広場を確保し、訪問者同志の交流の場とすること

適切な案内施設や安全対策を図ること

利便施設（トイレ、駐車場等）を確保すること

野鳥や小動物等の生息を阻害しない、適切な観察経路や施設を整備すること

(9) 環境学習の場

人が生活する上で基本的な要素として衣・食・住があげられるが、衣類は綿花、羊毛、住居は木材、食にいたっては、数限りない動植物に依存し、その恵みを受けて生活していることを挙げるまでもなく、人間にとって自然はなくてはならないものである。この自然を理解するためには、実際の自然環境の中での環境学習、自然体験学習が不可欠である。

私たちは、子どもの頃、自然にふれあうことにより、生きものや生命の神秘、自然のしくみを学び、季節の移ろいや自然の織り成す風景にふれることにより健全な感性を育んできた。

しかし、近年身近な自然が喪失し、カブトムシやクワガタムシを購入したり、コンピュータゲームでペットを育てたりすることがブームになるといった社会現象が

生じる等、自然の中で生き物に直接ふれることが少なくなった。若年者による犯罪の増加もこうしたことが原因の一つとして取り上げられている。

このような時代において、身近な自然環境である里山が、特に次世代を担う子どもたちを対象とした環境学習の場として果たす役割は、今後ますます増大していくだろう。

環境学習の場としての機能を発揮させるために必要なこと

指導者を確保すること（高齢者の知識、技術の活用）

多様な自然環境を形成させておくこと（植生等管理）

安全に関する適切な情報提供を行うこと（危険場所、危険動植物情報等）

利便施設（トイレ、駐車場等）を確保すること

学習施設（植物解説板等）を設置すること

適切なガイドブックを作成すること

2 地域づくりの面から見た里山

本県の里山は、平成8年度の全県調査結果によれば、34市町村にわたり約5万ha存在する。

このように里山は広範囲に存在しているので、自治体も、ボランティア団体も、地域づくりと不可分の関係があることを認識しておくことが必要である。さらに、里山は前項で記述したように各種の機能を有しているため、こうした機能を積極的に活用することが必要である。したがって、市・町・村等を単位とした地域をデザインし自然と共生したまち（地域）づくりを進めていく際には、「里山」を取り上げ、それぞれの里山が持つ各種「機能」の特色をよく認識し、その利活用を進めていくことが重要である。

地域づくりに当たって配慮する事項

里山の機能が十分発揮されるように維持管理すること
里山を自然環境のネットワークの中に位置付け、都市のみどり（公園、街路樹、河川敷等）との連携（ネットワーク）を考慮すること
里山景観の保全に努めること

3 文化と人づくりの面から見た里山

環境庁の第4回自然環境保全基礎調査によれば我が国の森林は国土の約67.0%を占めるが、このうち、人の手の加わっていない原生林はわずか約23.4%に過ぎず、身近に接することのできる森林の多くは、二次林・里山あるいは人工林である。

私たちの祖先は、生活を営む過程で、森林を資源として利用するとともに宅地や耕地として開拓してきた。その発展の過程で自然林・二次林を炭、有機堆肥、林産物等の生産の場として巧みに生活に取り入れたり、日本庭園における景観や俳句の季語等にみられるように、自然と密着した独自の文化を形成してきた。

二次林・里山との関わりの長い歴史の中で、私たちは花鳥風月を生活の一部として感受する豊かな感性を育み、伝統工芸、民話、童話等地域固有の伝統文化を形成してきた。

里山は、自然と共に生きてきた人の叡知を宿した場所ということもできる。

このように文化、あるいは人づくりに里山という環境が大きな役割を果たしてきたこと、さらに、現代においてますますその役割が大きいことを認識しておく必要がある。

文化と人づくりに当たって配慮する事項

里山の利活用を推進するための人材育成（指導者、伝統技術の継承者）事業を充実させること

市民に対し市民講座や生涯学習プログラム開発等の多種類の学習機会を提供すること

市民による自発的活動をサポートする仕組みを整えること（活動場所の提供、活動費用の援助等）

市民ボランティア組織の活用を積極的に図ること



（出典：里山保全ハンドブック‘97）

第5章 市民参加による里山の管理と活用

かつての里山は、生産の場として所有者等によって維持管理され、望ましい状態で存続することが可能であったが、現在の社会では、所有者だけによる生産の場としての里山の保全に困難が生じてきている。

また、広大な面積の里山を行政が買収し、保全・管理を進めることは、財政的に、また、人材の確保に関しても困難である。

一方、市民を中心に里山の自然への関心が高まる中、自らの価値観や満足感を充たす手段として、里山（森林）管理に参加したいと望んだり、自然とのふれあいを通じて学ぶ機会を得たいと考えたり、あるいは自然との関わりの場を求めたりする市民の欲求が高まってきている。

こうしたことから、里山の所有者、市民、行政等の連携により里山保全活動を進めていくことが重要であると考えられる（表9）。

特に、実際の保全活動を展開するにあたっての重要な要素は、市民の参加であると考えられる。

市民が直接、里山に関わることは、里山に関する知識や役割を理解し、里山の問題を参加者自らの生活環境の問題として認識できるという大きなメリットがある。環境問題が、結局は我々人間の一人ひとりの自発的な意識の総和に期待されるものであることを考えれば、こうした市民参加による里山保全活動のプロセスは、正に自然保護教育、環境学習の実践として、また、人と自然との共生、地球環境問題への取り組みとして、大変重要な役割を果たしていくものである。

したがって、本章では、市民参加による豊かで楽しい里山づくりを念頭において、管理と活用について、検討を進めることとした。

<表9 里山と人との関わり>

集 団	主 な 関 わ り	主 な 意 義
子供会	遊び場、自然観察、整備活動	情操教育、環境教育、社会活動
町内会、老人・婦人会	整備活動、採取・栽培、散策	生涯教育、社会活動、健康
営農者	除・間伐、整備活動、採取	資材確保、水源整備、景観改善
自然観察グループ	自然観察、整備活動、保全活動	環境教育、社会活動
企業	整備活動、市民活動援助	宣伝、社会活動、社員教育
土地所有者	林地提供	景観改善、社会活動
行政	施策、制度、税制措置、催事事業	生涯教育、まちづくり景観改善

(出典：里山保全ハンドブック'97)

1 保全活動場所の確保

里山保全活動を実践するにあたり、まず最初に必要なのがフィールド(里山保全活動実践の場)である。フィールドを確保するためには、次のことについて留意する必要がある。

(1) 場所の選定

- ・地元を始め他の地域の市民も参加しやすいように、できるだけ公共交通機関により集合できる場所を選定すること
- ・地元市町村の都市計画、土地利用計画に整合した場所を選定すること
- ・土地の所有状況を確認し、土地所有者の同意を得られる場所を選定すること
- ・里山保全活動が安全に行われるために、傾斜勾配等に配慮して選定すること
- ・法令等による土地利用規制がある場合は、規定の手続きを行うこと
- ・希少な動植物の生息環境を破壊しないようにするため、自然環境保全の状況を事前に把握し、保全活動場所を選定すること

(2) 土地所有者との関係

- ・土地所有者との協定、あるいは土地の使用貸借や賃貸借契約を締結する等により、土地所有者との間にトラブルが生じないようにしておくこと
- ・土地所有者に活動の趣旨をよく説明し、できるだけ活動費用が多額にならない(できれば無償)契約を結ぶこと
- ・土地所有者にフィールドワークへ参加してもらうこと

(3) ナショナル・トラストの手法の検討

ナショナル・トラストとは、都市開発等から貴重な自然環境や歴史的建造物等が破壊されることを防ぐため、広く寄付金を募ってその土地や建造物を買収したり、贈与又は、寄託を受けたりして、保存、管理、公開して、後世に残していこうという市民運動であり、その活動の経緯は次のとおりである。

なお、地域の実情に応じて、こうしたナショナル・トラストの手法の検討をすることも必要である。



(出典：里山保全ハンドブック '98 (応用編))

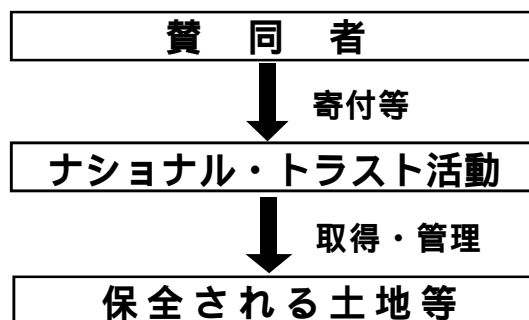
ナショナル・トラスト活動について

1 発祥

- ・1895年に、イギリスで産業革命の進行に伴う自然や歴史的破壊を防ぐ目的で、市民団体「ナショナル・トラスト」が初めて設立された。

2 国内の状況

- ・我が国では、昭和39年(1964年)に古都鎌倉を乱開発から守るため鎌倉市民を中心とする人達によって始められた。その後、北海道(知床半島)和歌山県(天神崎)等で全国40を超えるナショナル・トラスト活動が展開されている。
- ・全国的にナショナル・トラスト活動の推進を図ることを目的として、(社)日本ナショナル・トラスト協会が設立(平成6年9月)され、各地区のナショナル・トラスト活動の促進・援助・研究、ネットワーク活動、ボランティアの指導・育成等の事業が進められている。



3 全国の代表的な事例

(財)柿田川みどりのトラスト運動の概要(静岡県清水町)

目的：柿田川湧水群は、「名水100選」、「21世紀に残したい日本の自然」にも選ばれており、日本最後の清流として、後世の人々と生き物たちとの共有財産として保全していこうとするもの

組織：「財団法人柿田川みどりのトラスト」平成3年3月設立

定期行事：自然観察会、野鳥観察会、流量調査、清掃活動

保全地：保全地2カ所(面積2,053m²)、借り上げ地(面積772m²)

会員：個人、法人

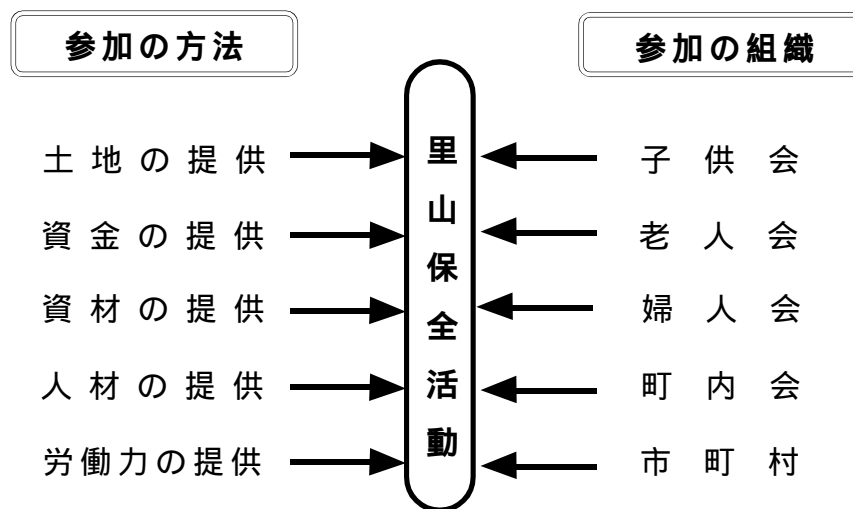
2 管理・活動の組織と運営

里山保全活動が円滑に実施されるためには、次のことについて留意する必要がある。

(1) ボランティアの参加の形態

- ・フィールドにおける里山保全活動を中心とするが、多様な参加の方法や参加組織を歓迎すること
- ・子供会、老人会、婦人会、町内会、地元市町村等、できる限り地域のコミュニティ組織が積極的に参加できるようにすること
- ・学校教育（環境教育）の一環として、地域の学校の児童・生徒・学生の参加を促進すること
- ・参加が強制的なものではなく、自発的な形態になるようにすること
- ・ボランティアの参加の形態は、図3のとおり

< 図3 ボランティアの参加の形態概念図 >



(2) ボランティアの組織化等

- ・里山保全の計画策定や保全活動を実際に行う活動主体として、ボランティアによる組織体を形成し、民主的に運営していくこと（図4）
- ・地元の既存のボランティア団体に参加してもらうこと
- ・保全活動を展開していく場合において、できる限りほかのボランティア団体や行政等との連携を取る等の情報交換を行うこと

(3) 組織の運営

ア 里山保全計画の策定

- ・活動に先立ち、活動目標（どのような里山にすることを目指しているのか）を明確化したうえで計画を策定すること
- ・計画の策定に当たっては、参加者の合意を得ること
- ・計画策定の段階から、できる限りボランティアの活動家を交えること
- ・計画の策定に当たっては、できる限り森林や自然環境等の専門家に参画してもらうこと

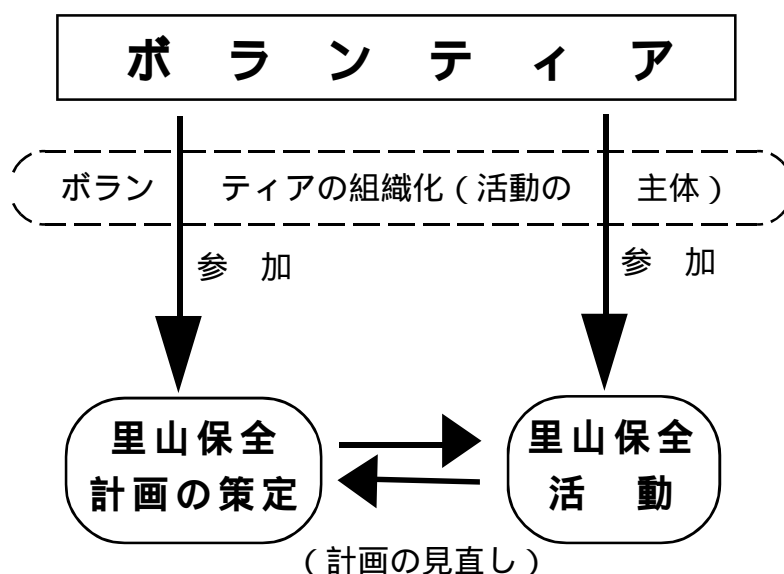
イ 運営の姿勢

- ・組織の運営は民主的に行うこと
- ・参加者に対して一市民であるという自覚を促すように運営すること

ウ 活動上の配慮

- ・活動が単なる労働力の提供ばかりにならないよう、できる限りレクリエーションの要素を意識して盛り込むこと
- ・物を作る喜び、充実感が得られる活動となるように配慮すること
- ・作業の安全を確保するための安全教育を行うこと、またボランティア保険に加入すること
- ・緊急の場合に備えて、医薬品や連絡体制を整えておくこと

< 図4 ボランティアの組織と活動図 >



(4) グラウンドワーク等の活用

グラウンドワークとは、地域住民、行政、企業のパートナーシップによって取り組まれる、農村及びその近郊地域を中心とした地域環境改善活動のことで、10年程前にイギリスで始まった(図5)。

地域の実情に応じて、こうした手法の採用を検討することも必要である。

なお、わが国においては(財)日本グラウンドワーク協会が中心になって、以下のような特性を持つ活動として全国的に推進されている(図6)。

グラウンドワークの特色

地域の環境改善を目的とした活動

「豊かだった地域環境が損なわれてきた」、「地域に憩いの場が欲しい」等、地域が切実に抱える問題の改善を目指すものである。

実際に汗を流す活動

机上での論議にとどまらず、地域での環境改善への要求を実際に現場で汗を流して実現する活動である。

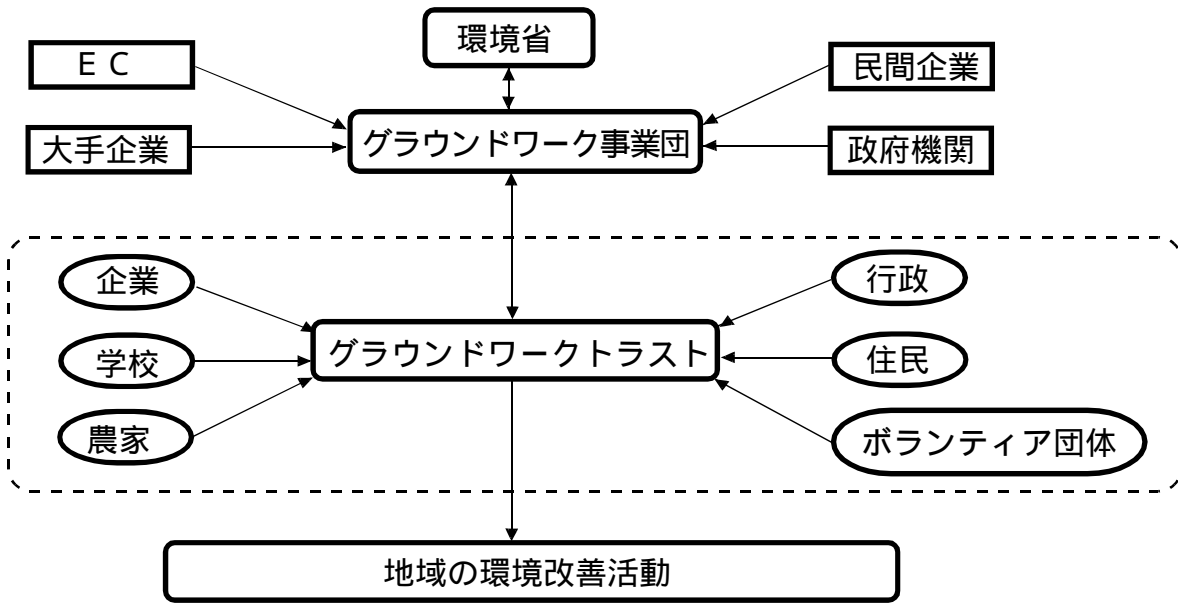
地域住民主体のパートナーシップによる活動

地域を構成するさまざまな主体(住民・企業・行政等)が力を合わせることによって効果的に問題解決を図っていくものである。

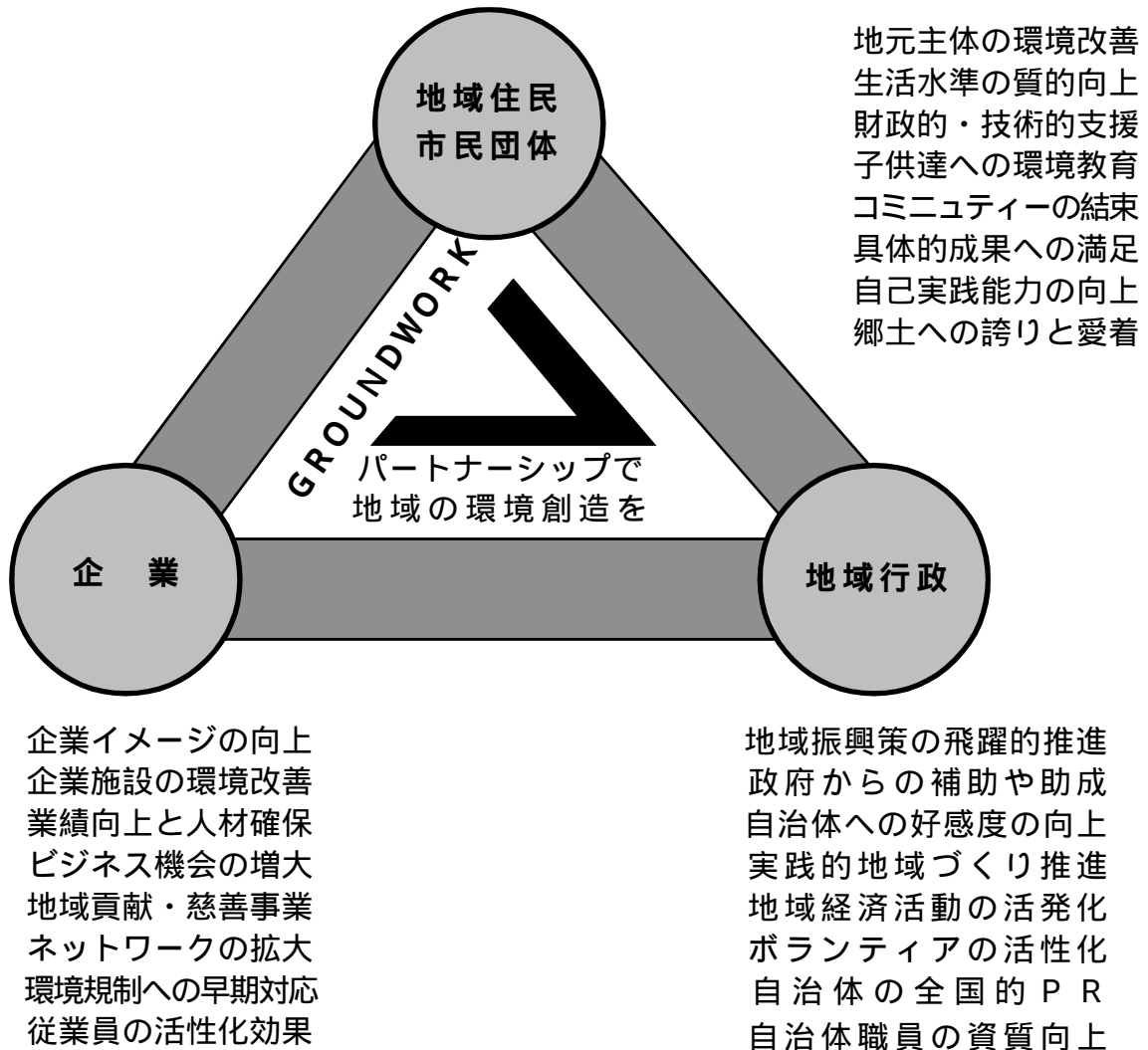
専門能力のあるスタッフが参画する活動

専門家からアドバイスを受けながら、専門能力のあるスタッフが魅力的で高い質を持つプロジェクトの企画・推進を図る活動である。

< 図5 グラウンドワークのしくみ（英国の例） >



< 図6 グラウンドワークのメリット >



(出典：(財)日本グラウンドワーク協会資料)

3 研修の実施

里山保全活動を円滑に実施するには、ボランティアの協力が不可欠であり、その指導者等の育成を図るため、次のことについて留意しながら研修会等を開催する必要がある。

(1) ボランティアへの研修

- ・里山保全活動は、自然環境への人為の行使であるため、市民を対象としてボランティアに必要な自然環境や里山に関する正しい基礎知識についての研修を継続して行うこと

(2) 指導者養成講座の開催

- ・里山の保全を進めるにあたり、必要な知識と技能を有している指導者が必要であるため、できる限りその指導者を養成する講座を開催すること
- ・指導者の養成講座は、できる限り基礎、応用というように段階的に実施すること

(3) 市民大学、生涯学習講座の活用

- ・ボランティアへの研修機会の場として、市民大学や生涯学習講座等の利用、連携を図っていくこと

4 資材等の確保

里山の保全活動を実施するにあたっては、剪定バサミ、剪定ノコ等の資材、集合場所、トイレ、駐車場等を確保することが不可欠であり、次のことについて留意する必要がある。

(1) 資材の確保

- ・剪定バサミや剪定ノコ等の道具は、できる限り参加者各自で準備してもらうこと
- ・草刈り機等の高額な機械類又は資材等については、一般市民、企業等からの寄付、貸与等を受けることも検討すること

(2) 活動に必要な施設の確保

- ・里山での保全活動場所近くの公的施設を利用する等して、集合場所、トイレ、駐車場等を確保すること

5 普及・啓発

里山保全を行うにあたっては、活動の活性化、市民の意識の高揚を図るため、様々な広報媒体を活用して、里山保全団体の活動内容等について一般市民、他の市民運動推進者等に普及・啓発を行っていくことが重要であるので、次のことを推進していくことが必要である。

- ・ 広報（自治体公報、町内会報、インターネットホームページ等）にあたっては保全活動の写真等を用い、参加意欲を増進させること
- ・ 普及啓発効果を上げるため、新聞、テレビ等のマスコミに報道してもらえよう積極的に働きかけること
- ・ 近年、市民参加による里山保全活動は全国的に広がっており、こうした活動団体との交流を促進し、里山保全のネットワークを形成していくこと



（出典：'98里ちゃんクラブ隊員手帳）

あ と が き

愛知県（環境部）では、美浜町と御津町で里山保全のモデル事業を実施しています。

また、名古屋市においては、天白区にある相生山緑地において、市民参加による「オアシスの森づくり」の活動が実施されています。

こうした事業の実績から導きだせることは、「まず、里山に来て、里山保全活動を体験することが最も重要である。」ということです。

里山の成り立ちやその機能、役割等あるいは自然について知識として学ぶことはもちろん重要ですが、それだけでは、真の理解は得られず、里山保全のための大きな力にはならないように思われます。

里山保全活動への関わり方は、屋外レクリエーションの一つとして、生きものとのふれあいの機会として、あるいは雑木林の木陰での飲食の楽しみ等、色々あるでしょうが、まず参加することにより、里山の自然の良さを実感できるものではないでしょうか。

事実、美浜町と御津町で実施している里山探検会や里山保全活動においても回を重ねるにしたがって参加者が増え、参加者の皆さんは里山がみんな好きになっていきます。

このような体験から始まり、里山や自然、あるいは環境について身近なこととして考えていくことが大切なのではないでしょうか。

里山での保全活動が県内の各地で取り組まれていくことを期待してやみません。